

■算定した指標（平成20年度決算）

(1)早期健全化・再生に関する指標

区分	所沢市の指標	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	－%	11.25%	20%
②連結実質赤字比率	－%	16.25%	40%
③実質公債比率	7.3%	25%	35%
④将来負担比率	40.3%	350%	

(2)公営企業の経営健全化に関する指標

区分	会計名	算定値
⑤資金不足比率	水道事業	－%
	病院事業	－%
	下水道事業	－%

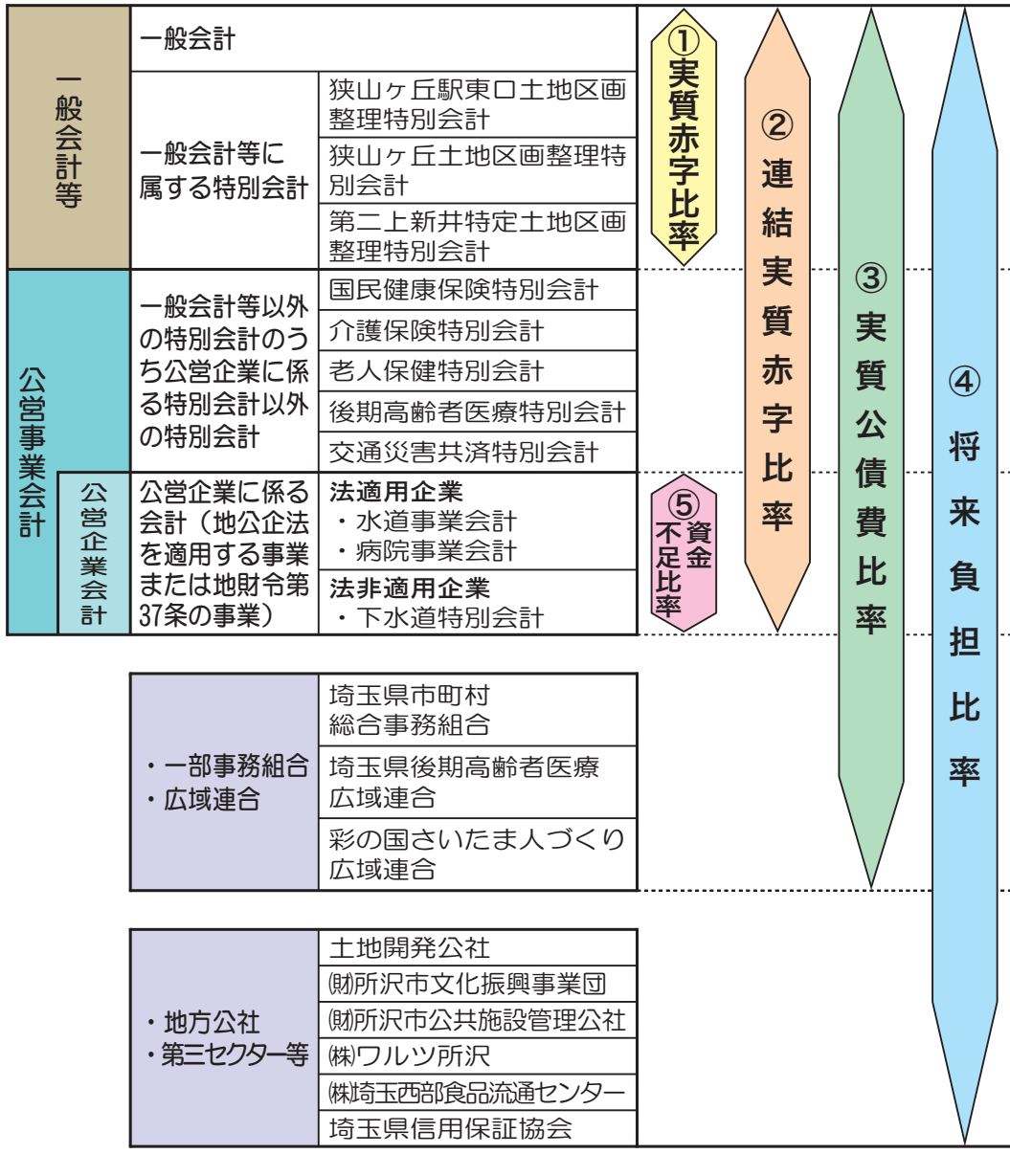


「地方公共団体財政健全化法」に基づき、平成20年度  
健全化判断比率等について公表します

問い合わせ 財政課 ☎29998-9030・FAX29994-0706

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、平成20年度決算についての健全化判断比率・資金不足比率を公表します。

◆◆健全化判断比率などの対象◆◆



■財政指標の内容と対象範囲  
(▼印は所沢市の算定内容)

①実質赤字比率  
一般会計等の実質赤字（歳入総額－歳出総額）の標準財政規模（※1）に対する比率です。  
▼実質収支は黒字であり、実質赤字は生じておらず、実質赤字比率は算定されないため「－%」と表示しています。

②連結実質赤字比率  
公営企業会計を含めたすべての会計の実質赤字等の標準財政規模に対する比率です。  
▼一般会計等および特別会計の実質赤字および公営企業会計の資金不足はいずれも生じておらず、連結実質赤字比率は算定されないため「－%」と表示しています。

③実質公債費比率  
一般会計等が負担する公営企業拠出金を合わせた公債費（※2）の標準財政規模に対する比率です。過去3年間の比率の平均値により算出します。  
▼算定結果は7.3%で、早期健全化基準（25%）と照らして問題のない値となっています。

④将来負担比率  
一般会計等が将来負担すべき市債や債務負担行為などの実質的負債の標準財政規模に対する比率で、一般会計に加え公営企業、出資法人等を含めた実質的な負債額を把握するものです。実質的な負債額

⑤資金不足比率  
公営企業の資金不足額の事業規模に対する比率で、公営企業の経営状況を示すものです。本市においては、水道事業会計、病院事業会計、下水道特別会計が対象となります。  
▼いずれの公営企業会計も資金不足は生じておらず、資金不足比率は算定されないため「－%」と表示しています。



資産税課からのお知らせ

■家屋調査にご協力

平成21年中に新築または増築された家屋について、固定資産税の評価額算定のための家屋調査を行っています。調査には、「固定資産評価補助員証」を携行した市の職員が伺います。ご協力をお願いします。

また、本年中に家屋を取り壊された方も資産税課までご連絡ください。

■住宅を改修した場合、家屋に係る税額の減額措置があります

内容 下表のとおり

◎いずれも工事が完了した日から3か月以内に申告が必要です。

	①耐震改修	②バリアフリー改修	③省エネ改修
対象	▶昭和57年1月1日以前に建築された住宅 ▶工事費が30万円以上 ▶床面積が120㎡までの部分	▶平成19年1月1日以前に建築された住宅 ▶工事費が30万円以上 ▶床面積が100㎡までの部分	▶平成20年1月1日以前に建築された住宅 ▶工事費が30万円以上 ▶床面積が120㎡までの部分
減額内容	▶耐震改修工事が完了した年の翌年度分から最高3年間、家屋の固定資産税の1/2を減額 ※②③との重複は不可	▶バリアフリー改修工事が完了した年の翌年度分のみ、家屋の固定資産税の1/3を減額	▶省エネ改修工事が完了した年の翌年度分のみ、家屋の固定資産税の1/3を減額
工期	▶平成18年1月1日から27年12月31日	▶平成19年4月1日から22年3月31日	▶平成20年4月1日から22年3月31日

問い合わせ 資産税課 ☎2998-9068・FAX2998-9409

算定結果

平成20年度決算に基づいて算定された健全化判断比率（実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率）はいずれも早期健全化基準および財政再生基準を大幅に下回り、資金不足も生じていないため、健全な財政運営が維持されていると判断されます。

（※1）標準財政規模：市税や地方交付税などの一般会計等の標準的な収入のことです。  
（※2）公債費：道路や学校などの公共施設を作るときなどの借金（地方債）の返済のための元金および利子のことです。

